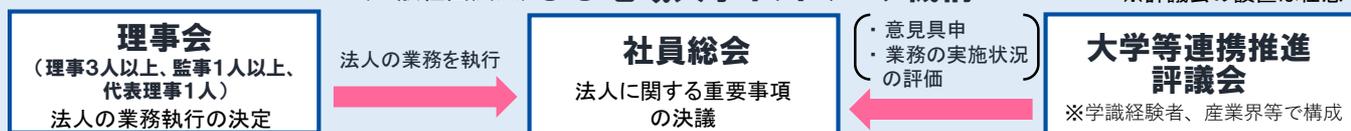


大学等連携推進法人制度イメージ

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が認定する制度を設ける。
- 併せて、認定を受けた一般社団法人の社員である大学の設置者が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した授業科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる特例措置を設ける。

(一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構



連携推進方針

- 連携の推進を図る意義・目標、連携推進業務に関する事項
- 教学上の特例措置を活用する場合には、その連携の意義・内容や、大学間の役割分担

連携推進業務(例)

教育機能の強化

- 単位互換の促進、連携開設科目の開設※、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置※、共同教育課程(共同学位)での各大学修得単位数の引下げ※等

研究機能の強化

- 産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同利用、知的財産の共同管理

運営の効率化

- FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

※一法人傘下の大学間及び認定を受けた一般社団法人における参加大学間に限定して認めるもの

①申請



②認定

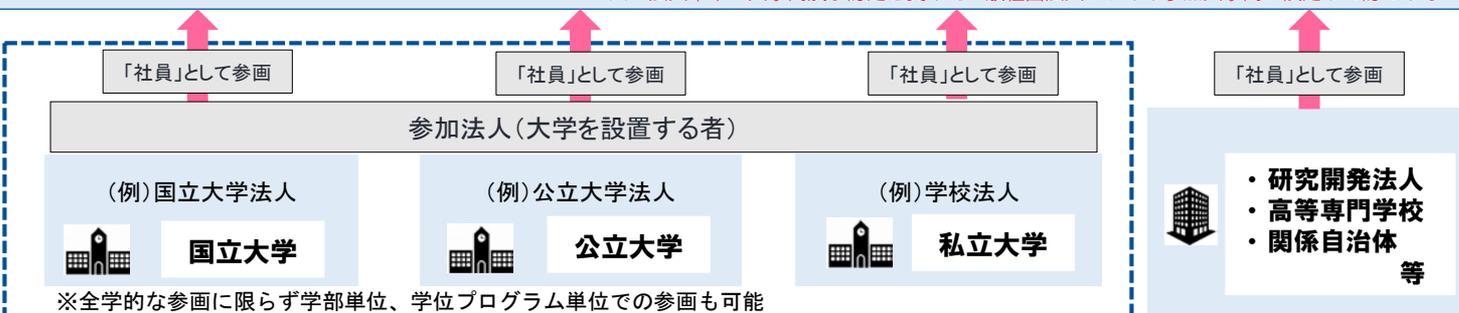


文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の公表を求める

大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 連携推進業務を安定的かつ一体的に行うことが可能な組織体制、役員の構成であること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること



大学の遠隔授業に関する法令上の仕組み

✓ 大学の遠隔授業は、以下の内容を規定する大学設置基準等に基づき実施される必要がある。

1 実施方法

【形態】 同時双方向型又はオンデマンド型いずれも可

【履修場所】 限定なし（自宅での受講も可）

【実施要件】

- 大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
- オンデマンド型（インターネット配信方式等）の場合においては、以下の要件を満たす必要があること。

① 毎回の授業の実施に当たって、

・指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、
又は

・当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかに
インターネットその他の適切な方法を利用することにより、

設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うことが必要。

② 当該授業に関する学生の意見交換の機会の確保が必要。

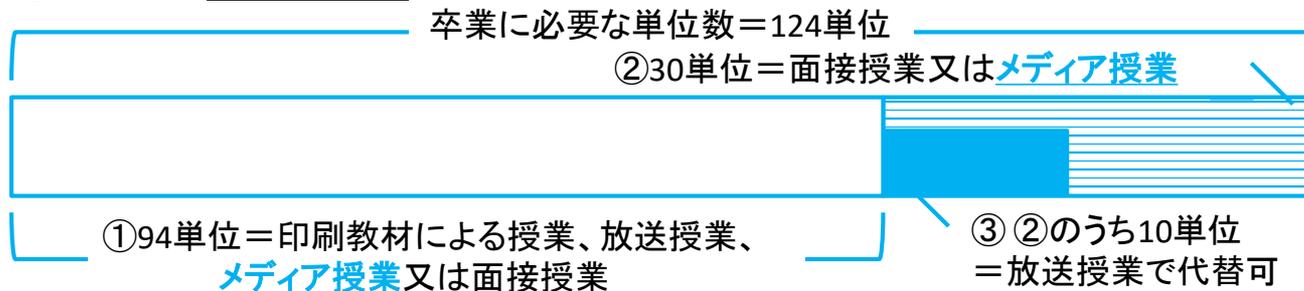


- ✓ 遠隔授業による修得単位数の上限は以下のとおり。ただし、授業の一部が遠隔授業であったとしても、主として対面授業により修得した単位と認める場合には、上限への算入は不要。

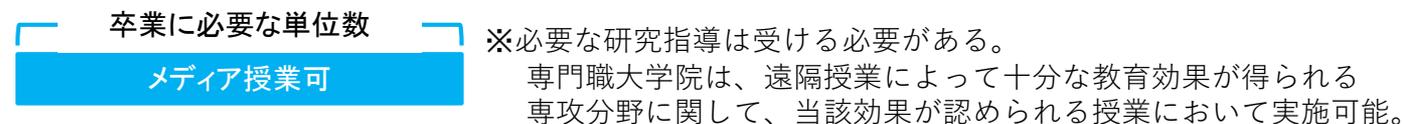
【学部（通学制）】卒業要件124単位中、60単位



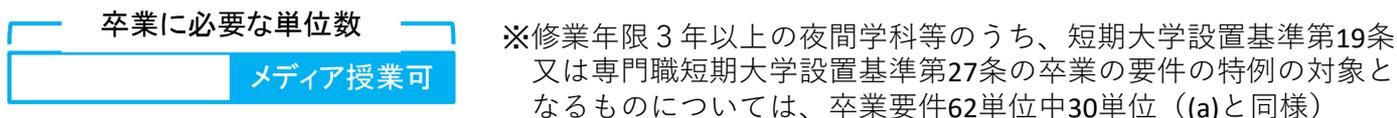
【学部（通信制）】卒業要件124単位すべて



【大学院】修了要件30単位（法科：93単位、教職：45単位）すべて※



【短期大学】(a) 2年制：卒業要件62単位中30単位 (b) 3年制※:卒業要件93単位中46単位



認証評価制度の改善①（平成28年～平成30年）

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)
(平成28年3月18日)

省令改正 (平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**(※)に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組(内部質保証)に関する事。← **重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

(留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待)

- **評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)**
- 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む)
- 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む) など

その他

- 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用(平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする)

認証評価制度の改善②（令和元年～）

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。（平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ）

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」 （平成30年11月26日中央教育審議会答申）

＜具体的な方策＞ 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合していると認められなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。（学校教育法第109条第5項）
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする。（学校教育法第109条第6項）
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。（学校教育法第109条第7項）

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において必要な見直しを引き続き検討する。